

鳥栖市選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第50号。以下「新合併特例法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、新合併特例法第4条第11項、第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年6月1日

鳥栖市選挙管理委員会
委員長 西村 裕 孝

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 1, 197人

選挙権を有する者の総数の 6分の1の数 9, 970人

選挙権を有する者の総数の 3分の1の数 19, 940人

鳥栖市選挙管理委員会告示第24号

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧状況について、同法第28条の4第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、同期間において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本の閲覧はなかった。

令和8年6月1日

鳥栖市選挙管理委員会
委員長 西村 裕 孝

選挙人名簿閲覧者【令和7年4月1日から令和8年3月31日まで】

閲覧年月日	閲覧申請者の氏名 又は名称	主たる事務所の所在地 （政党その他の政治団体及び法人の場合）	利用目的の概要	委託者	閲覧にかかる 選挙人の範囲
令和7年 6月4日、23日、 24日、25日	牧瀬 昭子		後援会の総会案内発送のため		鳥栖市内全域
令和7年8月14日	田村 弘子		後援会の総会案内発送、選挙運動用はがき作成のため		鳥栖市内全域
令和7年8月26日	株式会社 佐賀新聞社 鳥栖支社 樋渡 光憲	鳥栖市元町1380-4	「2025佐賀県民世論調査」の対象者抽出のため		鳥栖市内全域
令和7年9月12日	一般社団法人 共同通信社 社長 沢井 俊光	東京都港区東新橋1-7-1	世論調査の対象者抽出のため		第1、13投票区
令和7年10月6日	牧瀬 昭子		後援会の総会案内発送のため		鳥栖市内全域
令和7年 9月24日、26日、 29日 10月14日、15日	中山 龍一		選挙運動用はがき作成のため		第2、5、15、 16、17、18、 20、23投票区

閲覧年月日	閲覧申請者の氏名 又は名称	主たる事務所の所在地 (政党その他の政治団体及び法人の場合)	利用目的の概要	委託者	閲覧にかかる 選挙人の範囲
令和7年 9月30日 10月8日、14日	青木 信也		後援会の総会案内発送、選挙運動用はがき作成のため		旭地区
令和7年10月1日	一般社団法人 長崎交流センター 代表理事 原田 幸二	長崎県長崎市元船町 17-1	「佐賀県男女共同参画基本計画」に係る調査の対象者抽出のため	佐賀県	鳥栖市内全域
令和7年10月16日	原口 奈津子		選挙運動用はがき作成のため		旭地区
令和7年10月17日	和田 晴美		選挙運動用はがき作成のため		第23投票区
令和7年10月27日	重松 忠		選挙運動用はがき作成のため		基里地区
令和7年11月5日	野下 泰弘		後援会の総会案内発送、選挙運動用はがき作成のため		酒井西町、酒井東町、曾根崎町
令和7年12月16日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	東京都中央区銀座5- 15-8	「政治・経済・社会に関する意識調査」の対象者抽出のため	公益財団法人 NIRA総合研究 開発機構	宿町